

「子どもを事故から守る!プロジェクト」の概要

平成 24 年 6 月 1 日

消費者庁

1. 内容

「不慮の死亡事故」をはじめとする子どもの事故予防を図り、もって社会全体の事故予防に役立てていくため、平成 21 年 12 月、「子どもを事故から守る!プロジェクト」を開始。プロジェクトでは、下記の 3 つの取組を行っている。

- (1) 保護者に対する情報のつなぎ。子どもにとって何が危険で、どのように注意すべきか等に関する情報の提供。
- (2) 地方自治体、学校等の関係者に対する情報のつなぎ。他の関係者の取り組んでいる様々な事例等を紹介。
- (3) 事故原因となる製品、施設の改良の促進。

2. 保護者への情報提供

子どもの年齢・月齢に応じた事故予防のための情報提供

- (1) 消費者庁ホームページ内「子どもを事故から守る!プロジェクト」サイト
(平成 22 年 9 月開設、24 年 2 月刷新)

○「あなたのお子さんは安全?」

子どもの月齢・年齢(0 歳から 3 歳)毎に起こりやすい事故とその予防策についてイラストで紹介。

平成 24 年 3 月に、冊子形式の全体版も掲載。

→ 平成 24 年度に改訂発行予定

○「安全チェックリスト・ワンポイントアドバイス」

○「皆様にお寄せいただいた体験談や工夫の紹介」

○「困ったときの相談窓口」

○その他情報提供

- (2) 消費者庁携帯サイト(平成 22 年 9 月開設)

消費者庁ホームページや上記サイトに掲載される子どもを安全関連情報や、下記の「子ども安全メール」のバックナンバー等を新着情報として携帯画面で提供。

- (3) メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」

(平成 22 年 9 月～)

主に 0 歳から小学校入学前までの子どもの事故を防ぐための注意点や豆知識を、原則毎週木曜日に配信。平成 24 年 5 月 31 日現在、第 87 号まで配信

済み（別紙参照）。

(4) リーフレット配付による情報提供

○「子どもの中毒事故の防止」 誤飲防止とその対処方法を記載（平成 24 年 2 月）

○「子どもの安全、携帯しよう」 安全メールへの登録呼びかけ

(5) キッズデザイン賞

第 5 回キッズデザイン賞において「消費者担当大臣賞」を創設（平成 23 年 3 月）し、大臣賞を表彰（平成 23 年 8 月）

(6) シンポジウムの開催

平成 24 年 3 月に東京にて、子どもの事故予防の重要性及び子どもの発達と事故との関連性についての有識者の講演、消費者庁や自治体での取組事例紹介等のシンポジウムを開催。その結果等も（1）のサイトに掲載。

3. 地方自治体など関係機関への情報のつなぎ

(1) 関係機関の先進的な取組の情報提供

これまでのヒアリング等により得られた関係機関の先進的な取組について、「子どもを事故から守る！プロジェクト」サイトにて紹介し、他の機関による取組促進を図っている。

(2) 子どもの事故防止に役立つ、体験施設・教材・資料の紹介

地方自治体、学校等による子どもの安全教育の実施を促進するため、必要となる教材等を（1）のホームページに掲載し、提供している。

4. 製品・施設の改良の促進

○ 遊具の安全確保対策（平成 22 年 4 月）

○ ライター規制を検討する消費生活審議会WGへの情報提供（平成 22 年 3 月、4 月）

以上